

学校保健の中核を担う養護教諭と特別支援教育 - 特別支援教育コーディネーターとしての役割を通して考える -

中村 月子

1. はじめに

平成20年1月、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」の中で、養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている¹⁾と述べられている。

そして、子どもの現代的な健康課題の対応に当たっては学級担任等、学校医、学校歯科医、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネートの役割を担う必要があり、職務の多くは担任はじめ教職員や保護者等との連携のもとに日々の執務が遂行されている。

このように養護教諭は、職務の特質からくるさまざまな気づきがあると同時に、役割からくる煩雑さも同時に担うことが多々見受けられる。

特に、近年では特別支援教育の大きな教育課題の一つである発達障害のある子どもへの適切な対応を図ることが重要となっている。

平成17年4月、発達障害者支援法が施行されたが、文部科学省の調査では、発達障害が通常学級の約6.5%の子どもに見られる可能性があるという結果が出ており、不登校等の原因になっているということなどが指摘されてきた²⁾。養護教諭が日頃の保健室での関わりの中で、かなり多くの時間を発達障害の子どもとの対応に要していることもあるように感じてきた。その後、平成28年5月に発達障害者支援法は改訂され、早期発見、教育や情報共有の促進、就労支援、家族への支援などが追加されている。

(財)日本学校保健会が平成23年度に実施した「保健室利用状況調査」によると、養護教諭が過去1

年間に把握した子どもの心の健康問題では、「発達障害に関する問題(疑いを含む)」は、子ども千人当たり、小学校19.4人、中学校15.3人、高等学校5.8人でいずれの校種においても多く、特別支援教育に果たしている養護教諭の役割が大きいことが明らかになっている³⁾。

平成28年度9月に実施された文部科学省の「特別支援教育体制整備状況調査結果について」では、特別支援教育コーディネーターの指名等の実施状況は、小・中学校における役割については、特別支援学級担任が約半数を占め、次に通常学級担任の順に多くなっている。一方、高等学校では、通常学級副担任、通常学級担任及び養護教諭がほぼ同程度の割合でコーディネーターを担っている⁴⁾。

筆者自身も高等学校勤務の現役時代に特別支援教育コーディネーターを約7年ほど担当し、子どもの健康相談、保護者対応、校内委員会の運営、研修会の計画、個別指導計画の作成などを実践してきた経緯がある。

このような状況下において、東京都では、平成28年度より各小学校に特別支援教室が導入された⁵⁾。2年目の導入率は78.9%で、中学校や高等学校への導入も進んでいる。この制度は、子どもが在籍校を離れて拠点校に通うのではなく、教員が在籍校を巡回して指導に当たることになっており、新たな職種として特別支援教室専門員や巡回相談心理士等も加わるようになった。

そこで、養護教諭を対象に特別支援教育コーディネーターの役割の有無や職務上の問題点、子どもの健康課題に焦点を当て、実態を明らかにすることを目的にアンケート調査を実施した。

2. 養護教諭への実態調査

(1) 調査対象

国立大学大学院教育学研究科養護教育専攻修了の現役養護教諭10名

(2) 調査期間

平成29年7月8日～7月30日

(3) 調査方法と内容 記述選択式17項目(表1)

表1 学校保健の中核を担う養護教諭と特別支援教育への取り組みに関する調査

該当するところに○印、あるいはご記入ください。

1. 勤務校について () 公立 () 私立
() 幼稚園 () 小学校 () 中学校 () 高等学校 () 特別支援学校
 2. 特別支援教育コーディネーターについて
(1) () 現在、特別支援教育コーディネーターの役割を担っている
() 過去に特別支援教育コーディネーターを担っていたことがある
() 今まで1度もしていない
(2) 現在、特別支援教育コーディネーターをしている方、及び過去にしていた方にお聞きます。
①大変だったことや負担だったことは何ですか。あるいは何でしたか。(複数○可)
() 特別支援教育計画などの作成 () 研修会の計画実施 () 校内委員会の開催に関して
() 校内の教職員との情報共有 () 指導法に関する共通理解 () その他_____
 - ②養護教諭が特別支援教育コーディネーターをやっていて良かったと思うこと、役立ったことは何ですか。あるいは何でしたか。(複数○可)
() 保健室の運営に役立つ () 養護教諭の自信につながる () 児童生徒の健康管理に役立つ
() 児童生徒の保健指導に役立つ () 全体の児童生徒の情報把握ができる () その他_____
 - ③養護教諭が特別支援教育コーディネーターをやることについて、意見や考えがあればご記入ください。
() _____
3. 校内委員会(特別支援委員会)に参加していますか。
() 参加している () 参加していない () 必要に応じて参加する
4. 保健室利用者の中に発達障害のある(発達障害の特性のある)と思われる子どもの来室の有無について
() ほぼ毎日来室する () 時々来室する () あまり来室しない () 全く来室はない
5. 養護教諭が行う健康相談活動で、子ども自身からの発達障害に関しての相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
6. 保護者から子どもの発達障害や発達障害に関連すると思われるようなことに関する相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
7. 教職員(担任を含む)から、発達障害や発達障害に関連すると思われる子どもの相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
8. 管理職から、発達障害の子どもについての相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
9. スクールカウンセラーから、発達障害に関する子どもについての相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
10. 特別支援教室で指導する巡回指導教員から、発達障害に関する子どもについての相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
() まだ、巡回指導教員が配置されていない
11. 28年度から導入された特別支援教室専門員(主に小学校に配置)から、発達障害に関する子どもについての相談の有無について
() 相談を受けたことがある () 今まで受けたことがない () どちらともいえない
() まだ、専門員が配置されていない
12. 28年度から導入されている巡回相談心理士の役割に関して
() 理解している () あまり理解していない () 理解していない
() まだ、配置されていない

13. チーム学校として、学校内外のさまざまな職種の方々が発達障害およびそれらに関連して支援を行うために関わっています。多職種が連携することを含めて、校内では特別支援教育への理解が深まっていると思いますか。
- () 大いにそう思う () そう思う () あまり思わない () 全く思わない
14. 発達障害の理解のために心がけていることや実践していることはどのようなことですか。(複数○可)
- () 教育委員会等が主催する研修会に参加する () 養護教諭研究会などで研究、研修を行っている
() 民間機関等が主催する研修会に参加する () 書籍や文献を読む () その他_____
15. 日々の執務の中で、今あなたが最も困難を感じている事例、事柄や症状名は何ですか。(複数○可)
- () AD/HD () LD () ASD () OD () うつ症状 () 統合失調症
() 双極性障害 () 摂食障害 () 自傷行為 () 自殺 () 不登校 () いじめ
() 暴力行為 () 指導体制 () 教師間の人間関係 () 共通理解 () 合理的配慮
() インクルーシブ教育 () 無気力・無関心 () 保護者対応 () ストレス対処
() スマホ対応 () コミュニケーション () 規範意識 () その他_____
16. 15の質問に関して、困難を感じる理由は何ですか。差支えない範囲でお答えください。

17. その他：自由意見

.....

.....

3. 結果

(1) アンケート回収は8名(回収率80%)で公立7名、私立1名であった。

校種は小学校6校、高等学校2校で中学校勤務及び特別支援学校勤務はいなかった。

養護教諭の年齢は20代から50代で、8名の養護教諭の中で、特別支援教育コーディネーターを指名されている養護教諭は4名、過去に指名されていたことがある養護教諭は1名、今まで一度も経験なしは3名であった。

(2) 現在及び今までに特別支援教育コーディネーターを経験している中で、大変さや負担になったことについては、「校内委員会の開催に関して」が一番多く5名にみられた。次に「校内の教職員との情報共有」及び「指導法に関する共通理解」が3名にみられた。そして、「個別指導計画などの作成」に関しても2名の養護教諭が大変さを抱えていた。

(3) 養護教諭が特別支援教育コーディネーターを

指名され担って良かったと思うことや役立ったことは、「全体の児童生徒の情報把握ができる」「児童生徒の健康管理に役立つ」「児童生徒の保健指導に役立つ」などが多かった。

また、その他の意見では、「養護教諭の職務の特性を活かせる」「全体の流れを掴める」などであった。

自由記述では、養護教諭は元々コーディネーターとしての役を担っているので、指名され役を引き受けることは大変ではないが、何でもかんでも養護教諭がやらなければならない現状にある。こなせてしまう事が良いか悪いかわからないが、かなりの負担感を感じている。本来は養護教諭以外の教職員が役割として受けていくべきとも思うなどの意見が出された。

(4) 特別支援教育コーディネーターの役割の有無にかかわらず、校内委員会にはすべての養護教諭が参加している。

(5) 保健室利用者の中の、発達障害のある子どもの来室に関しては、ほぼ毎日来室するが5校、時々

来室するが3校だった。

(6) 養護教諭が行う健康相談活動で子ども自身からの発達障害に関しての相談の有無について相談を受けたことがあるは7校、保護者からの相談も7校であった。

(7) 教職員及び管理職からの相談の有無については全員の養護教諭が相談を受けている。

(8) スクールカウンセラーからの相談の有無については、6校が受けており、今まで相談を受けたことがないが1校、どちらともいえないが1校であった。

(9) 特別支援教室で指導する巡回指導教員からの相談は、相談を受けたことがあるは3校で、まだ、特別支援教室が設置されていない学校があることから、今まで受けたことがないは2校、まだ巡回指導教員が配置されていないが3校となった。

(10) 平成28年度から導入された特別支援教室専門員からの相談の有無は、相談を受けたことがあるは3校、今まで受けたことがないは1校、まだ専門員が配置されていないは4校だった。

同様に配置された巡回相談心理士の役割に関しては、理解しているは4校で、あまり理解していない1校、理解していない1校、まだ配置されていない2校だった。

(11) チーム学校として、学校内外のさまざまな職種が発達障害に関して支援を行っていくために関わっている。これについて、特別支援教育への理解が深まっていると思うかは、大いにそう思う0校、そう思う6校、あまり思わない2校だった。

(12) 養護教諭が発達障害の理解のために心がけていることや実践していることは、第一に「教育委員会等が主催する研修会に参加する」が全員、次に「養護教諭研究会などで研究、研修を行っている」「民間機関等が主催する研修会に参加する」「書籍や文献を読む」などであった。

(13) 日々の執務の中で現在、最も困難を感じているキーワードについては、AD/HD（注意欠陥多動性障害）と保護者対応が最も多く、次いでASD

（自閉症スペクトラム障害）、うつ症状、インクルーシブ教育で、その他OD（自律神経失調症）、摂食障害、自殺、不登校、暴力行為、教師間の人間関係、共通理解、合理的配慮、スマホ対応、性の問題などがあげられた。

困難さを感じ、これらをあげた理由として、「家庭の問題（手をかけてもらえない、夫婦不仲、経済的な困難など）が関係していると対応が複雑になる」「担任との関係性により、不登校が増加している現状にあるが、すべての児童が保健室登校を希望しており、日に日に増えていく状況への対処」「本人への対処や指導方法、本人と他の生徒との関わり方、学習の遅れ」「教職員の障害や病気などに対する共通理解のなさ」「様々な職種の人が増えることについて、学校の窓口となる人材がいない、副校長にも研修として必要なのではないかと、人が増えれば増えるほど、情報を伝え動き方を指示する人間が必要」などがあげられた。

その他の自由意見は特になかった。

4. 考察

養護教諭が特別支援教育コーディネーターを担うことの有無が、日常の執務や発達障害の子どもに対する対応などに、どのような状況をもたらしているのかを比較検討し、実態を探ることを第一の目的に捉え調査を行った。

調査対象校が少なく、校種は中学校勤務及び特別支援学校勤務の養護教諭がおらず小学校と高等学校のみの偏った調査となった。

特別支援教育コーディネーターの指名については、勤務年数が長くなるほど役割を任されている現状であり小学校で指名されている養護教諭が多かった。低年齢の児童ほど対応数が多く日本学校保健会の調査と養護教諭の役割の大きさが比例しているといえるのではないだろうか。

特別支援教育コーディネーターの役割を担うことで校内委員会運営、教職員との連絡調整、情報共有、個別指導計画作成、指導法をめぐる共通理

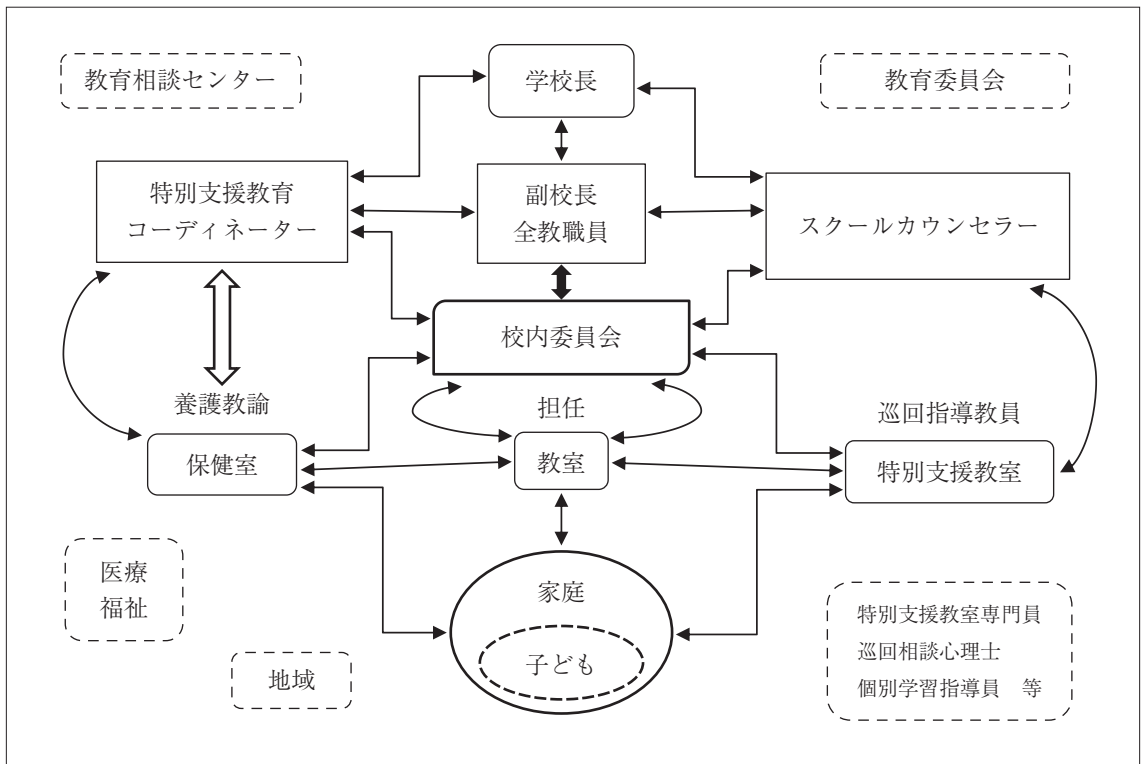


図1 東京都公立小学校の学校組織

解など負担感はあるものの、学校全体の児童生徒の様子がつかめること、健康管理や保健指導に役立つことで、養護教諭という職務の特性を活かせるなどの利点もみられた。このことは、特別支援教育コーディネーターの役割を担っていることの有無にかかわらず、普段から日常的にコーディネーター的役割を養護教諭が果たしていることにもつながっているといえる。

保健室を利用する子どもたちの中には、発達障害のある子どもたちが多く利用している。授業中や休み時間にクールダウンのために来室したり、子ども同士のトラブルであったり、コミュニケーションがうまく取れずにストレスを抱え、もやもやした気持ちをどうすることもできず、何となく来室するなど困り感は多様である。保護者からの相談はもちろんだが、校内の管理職をはじめ教職員からも常に相談的対応が求められ

ていることが分かった。

さらに、スクールカウンセラーとの情報共有も常に求められる。

特別支援教室に関係する職員とは、まだ未設置校もあり、相談は十分行われていない現状があった。いろいろな職種の人が発達障害のある子どもに対して支援を行うことについて、理解は徐々に深まってきていると考えられる。

養護教諭が発達障害に関して知識を深めるために教育公務員としての責務を遂行するためであったとしても、日々研鑽を積んでいることも知ることができた。そして、最も困難を感じていることとしてはAD/HDの子どもの対応と保護者対応であった。不注意や多動性は忘れ物が多い、片付けられないので机の周りが散らかっている、授業中の姿勢保持や教室を不用意に立ち歩くなど目立つ特性が多いことも、教職員が大変さを感じてい

る要素になっていると考える。また、保護者対応は、保護者の理解を得るためにいろいろな工夫をしながら、丁寧に子どもの様子を伝えてもなかなか理解してもらうことは難しい面も多いことがうかがえる。

5. 今後の課題

養護教諭が特別支援教育コーディネーターの役割を担うことにより、児童生徒に対するより深い関係性を築くことができ、多様な知識を高めながらキーパーソンとなりコーディネート力を高めることができるようになれば、役割を兼ねることを肯定的に捉えることができるのではないだろうか。そして、養護教諭の職務である保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動の5領域をより充実させ力量を発揮できることを願っている。今後、学校組織（図1）のなかで、チーム学校として皆が信頼しあい子どもたちの多様性を認め合い、全員の学力向上に努めていかなければならない。そのためには、多職種が連携し、それぞれの役割を、職員一人一人が認識し協力して子どもたちを支援していく姿勢が求められる。また、家庭の協力、保護者理解は重要な鍵となるが、焦らずに保護者が十分納得できるように面談等を重ねていく必要がある。さらに医療面や福祉分野の支援体制も重要だと考える。

参考文献

- 1) 文部科学省 中央教育審議会答申
(www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/.../1247429.htm)
<2017.11.8 確認>
- 2) 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm) <2017.11.8 確認>
- 3) (財)日本学校保健会「保健室利用状況に関する調査報告書」2012,p12.
- 4) 文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査結果」

(www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/.../1356207.htm) PDF：986KB <2017.11.9 確認>

- 5) 東京都教育委員会「特別支援教室導入のガイドライン」2015.

(なかむら・つきこ 聖学院大学人間福祉学部こども心理学科特任講師)